

オーストリアの大学改革と入門オリエンテーション段階の導入¹⁾

吉 満 たか子

広島大学外国語教育研究センター

はじめに

1992年にマーストリヒト条約が調印され、欧州連合 EU が発足した。この歴史的な出来事は、政治・経済のみならず、教育の分野にも大きな影響をもたらした。とりわけ高等教育の分野においては、学生や教員のモビリティを高めるため、そして大学の国際的な競争力を高めるために、学位制度の改変やヨーロッパ共通の単位互換システムの導入など大きな変革がもたらされた。1995年に EU 加盟国となったオーストリアの大学も、この流れを受け大きな改革を行い、そのプロセスは今も進行中である。

本稿では、まず EU 発足のプロセスを概観する。次に 1980 年以降のヨーロッパにおける国際的な教育政策と 1999 年のボローニャ宣言を概観し、EU 加盟国であるオーストリアにおける大学改革と改革の過程でオーストリアが独自に導入した「大学における入門・オリエンテーション段階」を紹介する。そしてこの新たなシステムの導入の背景にある大学が抱える諸問題を考察する。

1. ヨーロッパの国際的な教育政策

1.1 EU 発足のプロセス

ヨーロッパ連合 (EU = European Union, 以下 EU) は、1952年にフランス・ドイツ (当時は西ドイツ)・イタリア・オランダ・ベルギー・ルクセンブルクの 6 か国によって設立された欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC = European Coal and Steel Community) に端を発する。1967年には、この ECSC そして欧州経済共同体 (EEC = European Economic Community) および欧州原子力共同体 (EURATOM = European Atomic Energy Community) の 3 つの共同体が同一の機関によって運営されるようになり、欧州共同体 (EC = European Community) と総称されるようになった。その後、1973年にデンマーク、アイルランド、英国が加盟し、1981年にはギリシャ、1986年にはポルトガルとスペインも加わり、EC の加盟国は 12 か国に拡大した。1986年 2 月 28 日には単一欧州議定書が調印され、市場統合や政治協力が規定された。そして 1992年 2 月 7 日、マーストリヒト条約が調印され EU が発足した。オーストリアは 1995年、フィンランドやスウェーデンと時期を同じくして加盟した。その後も EU の加盟国は拡大し、2007年の第 5 次拡大を経て、現在では 27 の国が加盟している。

このようにまとめると、EU の統合の目的は加盟国の経済的な発展をもたらすことのように見えるが、そもそもの目的はいかに戦争を回避するかということである。過去に 2 つの大戦を経験したヨーロッパでは、国家間の武力衝突がもたらすダメージを戦勝国も敗戦国も身をもって体験している。大谷 (2007) は、「第 2 次世界大戦が戦後のヨーロッパに残した最大の教訓のひとつは、結局は異文化理解の地道な努力を重ねる以外には、戦争を回避するカギは存在しないとみる非常に厳しい反省であった」と述べ、EU の基となった ECSC についても「戦争のために不可欠な石炭と鉄鋼の 2 つの資源を共同管理することによって、ドイツとフランスとの間のこれ以上の戦争を物理的にも不可能にするための、いわば戦争防止のための『壮大な実験』として考え出された」

と位置付けている。また、「異文化理解の地道な努力」の一つとして、政府関連の対外広報機関²⁾の存在を挙げている。これらの機関はヨーロッパのみならず世界中に設置されており、主に自国の言語や文化の普及に努めている。例えばドイツのゲーテ・インスティトゥート(Goethe-Institut)は1951年に設立され、現在では94カ国160カ所にその支部が存在しているが、「文化機関」や「語学学校」としての性質が強い。対外広報機関による広報活動や言語教育活動は、各国の文化政策の一環として戦後の比較的早い時期から行われてきたが、その影響はあくまでも草の根的と言えよう。他方、単一欧州議定書が調印された後のヨーロッパ、つまり1980年代後半のヨーロッパでは、国際的なレベルでの教育政策が取られるようになった。その例が、「エラスムス計画」(1987年)や「リングア計画」(1989年)、「ソクラテス計画」(1995年)などである。そして1999年には「ボローニャ宣言」が採択され、ひとつの「ヨーロッパ高等教育圏」の構築を目指し、ヨーロッパの高等教育は大きな改革へ舵取りをすることになった。

1.2 1980年代後半以降の国際的な教育政策

吉川(2003)は、今日のヨーロッパ高等教育政策の鍵概念となっているのは「流動化(mobility in education)」と「ヨーロッパの視点(European dimension in education)」であると捉え、これらを具体化した萌芽的な活動プログラムとして、1976年に始められた多国間の高等教育協力を目的とする「ジョイント・スタディー・プログラム(Joint Study Programmes)」を挙げている。このプログラムでは、ECによる資金援助により1976年から1986年までの10年間にわたり、586のプロジェクトが試験的に実施された。初期の段階では、学生や教員の交流を行う組織や団体への助成が行われ、後に個々の学生や教員に対する助成も行われるようになった。このジョイント・スタディー・プログラムは、特に科学分野で高い評価を得たため³⁾、多くのプログラムはECによる助成が終了した後も継続して行われた。ジョイント・スタディー・プログラムの成功は、1987年にECの欧州委員会によるエラスムス計画(ERASMUS Programmes)の発足へとつながった。エラスムス計画はヨーロッパにおける大学生の短期交換留学を促進するためのプログラムであるが、吉川はこの背景には1986年に採択された単一欧州議定書があり、「国境のない領域の実現が域内で具現化していた」と指摘している。エラスムス計画の他にも、高等教育機関と産業界との協力を目的とした「コメット計画(COMETT Programmes)」(1986年)やすべてのヨーロッパ市民が後期中等教育終了時に「母語+2言語」の運用能力を身につけることを目指す「リングア計画(LINGUA Programmes)」(1989年)など、その後も様々な教育プログラムが設けられた。

1992年にはマーストリヒト条約が結ばれ、EUが発足した。これを機にEUは超国家機関として教育問題にも取り組むこととなる。1995年にはエラスムス計画がソクラテス計画(SOCRATES Programmes)へ統合された。ソクラテス計画にはエラスムス計画やリングア計画、就学前から中等教育までを含む普通教育においてヨーロッパの文化・言語・価値観の多様性の理解を深めることを目的としたコメニウス計画(COMENIUS Programmes)や職業訓練に関するプログラムであるレオナルド・ダ・ヴィンチ(LEONARDO DA VINCI)なども含まれた。このソクラテス計画は1999年に終了し、2000年から2006年まではソクラテス計画Ⅱ(SOCRATES II)が行われたが、2007年以降はEUの生涯教育計画(Lifelong learning)へ統合された。その後、高等教育におけるプログラムとしてはエラスムス・ムンドゥス(ERASMUS MUNDUS, 2007~2013年)が実施され、EU以外の地域の学生や大学も参加できるようになった。

1.3 ボローニャ宣言

1998年5月、ソルボンヌ大学創立800年を記念する式典において、フランス、ドイツ、イギリス、イタリアの教育関係大臣が「ソルボンヌ宣言」⁴⁾に署名した。このソルボンヌ宣言には「ヨーロッパの大学教育の構造を調和させるための共同宣言」というサブタイトルが付けられている。この共同宣言では、通貨単位であるユーロで結ばれた経済共同体としてのヨーロッパを発展させるだけでなく「知のヨーロッパ」を築く必要があり、そのためには大学の改革が決定的な役割を果たすと述べられている。そして、それぞれの学生が自分に最も適した学びの場を探し見つけることができる機会を提供できるような大学のシステムを構築することに署名国は責任があることを述べた上で、次のような具体案を盛り込んでいる。

- ① 大学を学部 (undergraduate) と大学院 (graduate) の2段階構造にして学位の国際的な比較を可能にする
- ② 単位互換制度 (ECTS = European Credit Transfer System⁵⁾) を導入する
- ③ 大学を卒業するまでに、少なくとも1セメスターは外国に留学することを推奨する
- ④ 学生のみならず、教員についてもヨーロッパ内でのモビリティを高めるよう努める

そして、これらの具体案を実現させ、外国で取得した学位の認定や学生の雇用可能性を促進するための枠組み作りをすることが議決された。

翌1999年6月には、EU15カ国を含むヨーロッパ29カ国の教育関係大臣がイタリアのボローニャに集まり、「ボローニャ宣言」⁶⁾を決議した。ボローニャ宣言はソルボンヌ宣言の内容を継承しつつ、「ヨーロッパ高等教育圏 (European Higher Education Area)」の構築を目指し、次の6つの具体的な達成目標を掲げた。

- ① 分かりやすく比較可能な学位制度とディプロマ・サブプリメント (Diploma Supplement) の導入
- ② 学部 (undergraduate) と大学院 (graduate) の2段階システムの導入
- ③ 欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System: ECTS) のような点数化された評価制度の導入
- ④ 学生・教員・研究者・職員の移動の自由を阻害するような要因を取り除くこと
- ⑤ 質の保証に関する共同作業の促進
- ⑥ 高等教育のカリキュラム開発や大学間の協力、交流・教育プログラムにおいて「ヨーロッパの視点」を促進する

これら6つは2010年までに達成することが目標とされ、その後も2年毎に開催された教育関係大臣会議でフォロー・アップが行われた。

2. オーストリアにおける大学改革

山本 (2010) によれば、オーストリアでは1990年にオーストリア国民党 (Österreichische Volkspartei: ÖVP) とオーストリア社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Österreichs) の大連立政権が成立し、逼迫する財政状況において高等教育の質と効率の向上を図るため、大学組織の抜本

的改革が始まった。その結果、1993年には12の国立大学を対象に、大学組織についての規制緩和と非集中化を目的として、大学組織法(Universitäts-Organisationsgesetz)の改正が行われた。この改正により大学の権利能力が限定的ではあるものの拡大され、大学独自の行動が取れるようになり、学術的な視点だけでなく経済的な視点からも学長が大学を牽引できるようになった。2001年には大学教員の雇用法が改正され、公務員として公法上の勤務関係にあった大学と大学教員の関係が、大学との契約に基づく雇用関係に改められた。改正の理由は、公法上の勤務関係では教員の移動が妨げられること、外国からの優れた教員の採用を困難にしていることなどが挙げられており、ボローニャ宣言の影響が見られる。また、2002年には大学法(Universitätsgesetz)が制定され、後述するようにボローニャ宣言が掲げる「学部と大学院の2段階システム」が導入されるようになった。

2.1 ボローニャ宣言以降の大学制度の変化

ボローニャ宣言以前のオーストリアにおける大学教育課程は、隣国のドイツのそれと類似していた。その特徴をまとめると以下のとおりである。

- ① マトゥーラ(Matura)と呼ばれる中期高等教育課程修了資格を取得すれば、基本的に希望する大学および学科への入学が可能である。
- ② 医学部や心理学部など一部の学部では入学制限を設けており、入学試験等による選抜が行われる。
- ③ ディプロム(Diplom)や修士(Magister)、博士(Doktor)の学位を取得する、あるいは教員や法曹などの国家資格を取得して「大学卒業」とみなされる。そのため在学年数は個々の学生によって異なる。
- ④ 翻訳・通訳、日本学、中国学など一部の学科では、バカロレア(Bakkalaureat)という学位が存在していた。ある一定の授業を履修し、単位を取得することで学位が授与される。ディプロムや修士とは異なり、学位習得のための論文執筆は課せられない。
- ⑤ 日本やアメリカの大学のような「学部」と「大学院」の明確な区別がなく、入学してからDiplom, Magister, Doktorまではいわば一貫教育が行われる。

①については、ボローニャ宣言以降も変化はない。マトゥーラ試験には筆記試験と口頭試験があり、受験者は通学している学校(日本の高等学校に相当する各種学校)でそれらを受験する。かつては試験の内容のレベルが各学校によって異なっていた。しかし、大学進学者数の増加に伴い入学者間の学力の差が問題となり、2014年からは数学、ドイツ語、英語の3科目の筆記試験は全オーストリアで統一の試験問題が導入され、全国一斉で同日に行われるようになった。

②もボローニャ宣言以降に変化はない。例えばグラーツ医科大学(Medizinische Universität Graz)では入学試験が課せられ、これに合格しなければ入学が許可されない。入学試験を受験するためには、マトゥーラやそれと同等の後期中等教育課程修了資格が必要である。入学試験の結果には順位が付けられ発表される。このランキングで、上位者から順に定員数までが入学を許可されるが、定員数全体の75%はオーストリア人もしくはオーストリアで後期中等教育課程修了資格を取得したEU市民やオーストリアと同等の後期中等教育課程修了資格を持つEU市民に、20%はオーストリア以外で後期中等教育課程修了資格を取得したEU市民に、残りの5%はEU

市民ではない者に割り当てられることが定められている⁷⁾。

③はボローニャ宣言後、最も大きな変化があった点であるといえる。ボローニャ宣言に盛り込まれた「2 サイクルからなるシステムの構築」つまり、学部と大学院の明確な区別の構築がオーストリア 2002 年大学法⁸⁾ (Universitätsgesetz 2002, 通称 UG 2002) において規定された。この大学法により、学士課程 (Bachelorstudium)、修士課程 (Magisterstudium)、博士課程 (Doktoratsstudium) が設置されることになった。それぞれの課程での履修単位数や標準的な学修期間も設定されており、学士課程は 6 セメスターの学修期間で修得単位数は 180 ECTS、修士課程は学修期間が 4 セメスターで修得単位数は 120 ECTS である。博士課程については学修期間を最短で 3 年間と規定しているが、修得単位数については規定されていない。ただし、医学、歯学、薬学、法学や神学ではこの限りではなく、従来のディプローム課程が引き続き採用されている。ディプローム課程を修了した場合に取得できる学位は、学科によって修士であることもある。通常の修士課程は学士課程の修了を前提としているのに対し、ディプローム課程は入学初年度からディプローム取得まで一貫教育が行われる。ディプローム課程の修学期間は 8~12 セメスターで、いくつかの段階に分かれている。表 1 は、ウィーン大学⁹⁾ とグラーツ大学¹⁰⁾ の法学部のディプローム課程の段階とそれぞれの修得単位数を示したものである。

表 1 ウィーン大学とグラーツ大学の法律学ディプローム課程

ウィーン大学 Diplomstudium Rechtswissenschaften		グラーツ大学 Diplomstudium Rechtswissenschaften	
第 1 段階 (第 1 および第 2 セメスター)	46 ECTS	第 1 段階 (第 1 および第 2 セメスター)	55 ECTS
第 2 段階 (第 3~第 5 セメスター)	67 ECTS	第 2 段階 (第 3~第 6 セメスター)	113 ECTS
第 3 段階 (第 6~第 8 セメスター)	70 ECTS	第 3 段階 (第 7 および第 8 セメスター / 卒業論文を含む)	60 ECTS
段階に関係のない履修科目	41 ECTS	自由選択科目	12 ECTS
卒業論文	16 ECTS	合計	240 ECTS
合計	240 ECTS		

④のバカロレアは廃止されることになり、翻訳・通訳学や日本学においても学士課程、修士課程、博士課程が設置された。従来の「バカロレア」という学位は「学士」に移行された。学士号の取得には卒業論文の執筆も課せられるようになった。

⑤のような入学してからディプロームや修士、博士までの一貫教育は、課程が明確に区分されたことによって無くなったように見える。しかし、角田 (2011) によるウィーン工科大学についての報告によれば、従来のディプローム課程とあまり大きな変化はなく、一貫した教育プログラムが提供されているケースもある。

このように、オーストリアの大学ではボローニャ宣言以降、2002 年大学法によりそのシステムが大きく変更された。大学法はその後も改正され、2011 年の改正では STEOP とよばれる「大学での入門オリエンテーション段階」がすべての学部・学科において導入されることが規定された。2011/2012 年度から全面的に導入されたこのシステムはオーストリア独自のシステムであり、その背景にはオーストリアの大学が抱える社会的・経済的な問題が見え隠れしている。また、

この大きな改革は当事者である学生に大きな波紋を呼んだ。以下では STEOP のシステムを概観する。

2.2 大学での入門オリエンテーション段階

2.2.1 大学法における STEOP

Studieneingangs- und Orientierungsphase (「大学での入門オリエンテーション段階」, 通称 STEOP) は, 2011 年に改正された大学法により制定されたシステムで, 2011/2012 年度の冬学期以降に入学した大学生に適用されている。

大学法 66 条第 1 項において, STEOP は次のように規定されている。

- ・ STEOP はディプローム課程および学士課程 (Diplom- und Bachelorstudium) の一部である
- ・ 入学許可に関しては, 法的に規定しない
- ・ STEOP の目的は, それぞれの課程における勉学の内容や過程を概観することで, 個々の学生が専攻科目を選択し決定する際に, 客観的な判断をする基礎を提供することである
- ・ STEOP は, 少なくとも半セメスターにわたり開講される 1 つもしくは複数の授業科目で構成される
- ・ STEOP の履修期間は 1 セメスターとする
- ・ 就労学生については, 必要に応じて受講が可能になるよう考慮される

「入学許可に関して法的に規定しない」とあるが, これはそもそも「大学へ入学を許可された学生達が最初のセメスターに STEOP の授業を受ける」ということが前提になっているからである。後述するように, STEOP の試験に合格しなければその後の勉学を続行することは不可能であるが, STEOP の段階にいる学生は正規の学生であり, その身分は保障されている。また, STEOP の目的は, 入学した際に選択した学部・学科の勉学を概観させることにより, その学部・学科が果たして自分に合っているのかどうか客観的に判断させるため, つまり学生と学部・学科のミスマッチを避けることにあるとしている。

続く大学法 66 条第 1a 項では, STEOP の試験が次のように規定されている。

- ・ STEOP では, その期間中に少なくとも 2 つの科目の試験が行われなければならない
- ・ 試験は毎セメスター, 少なくとも 2 回の日程を設けて行われなければならない
- ・ STEOP の試験は, (落第した場合には) 2 回まで再受験が可能
- ・ STEOP の全授業科目と試験において成果を修めた場合に, さらなる授業や試験を受けることができ, 学士論文を書くことができる

これらの規定からは, STEOP の試験はいわゆる「一発試験」ではないことがわかる。学生は同一の試験を 1 セメスターに 2 回受験することができる。また, 合格しなかった場合にもさらに 2 回の受験機会が与えられている。とは言え, STEOP の定める授業を履修し試験に合格しなければ, 当該の学部や学科での勉学を続けることはできない。66 条第 1b 項では, 上記の試験に合格しなかった場合について次のように規定している。

- ・ STEOP の試験を 2 回再受験して、それでも不合格の場合には入学許可は消滅する
- ・ 入学許可が消滅して 3 セメスターが経過すれば、同一の学部・学科において再入学許可を申請することができる
- ・ 再入学許可の申請は 2 回まで認められる
- ・ 再入学が許可された後も、STEOP の試験は 2 回まで再受験できる

もし STEOP の試験に 3 回連続して不合格となった場合でも、理論上は 3 セメスターを経過すれば再度同じ学部へ入学することはできるが、再び第 1 セメスターから、つまり入門オリエンテーション段階から始めなければならない。このような最悪のケースでは、最初に在籍したセメスターで履修した科目は再入学したとしてもカウントされない。したがって、例えば最初のセメスターで STEOP 試験を 2 回受験しても合格せず、次のセメスターで 3 回目の受験をして不合格となった場合には、再入学申請が可能になるのを待つ 3 セメスターと合わせて少なくとも 5 セメスター (= 2 年半) を無駄に過ごすことになってしまう。このような状況をできるだけ回避するために、大学法 66 条第 2 項では、大学入学前の進学相談や入学後の履修相談の際には、十分なオリエンテーションを行うことが規定されている。また 66 条第 3 項では、学士課程への入学者に対して STEOP に関する十分な情報提供を行うことが、66 条第 4 項では、入学者に対してチューターやオーストリア学生連盟などがサポートを行うことを認めることが盛り込まれている。

以上、大学法における STEOP を概観したが、では実際に STEOP がどのように導入されているのだろうか。次に STEOP の実情を考察する。

2.2.2 STEOP の実情

大学法において STEOP の大枠は規定されているものの、「どのような授業科目を STEOP 科目とするか」、「STEOP 科目の履修単位数を何単位と定めるか」ということは、各大学および学科の裁量に任されている。そのため、STEOP 科目の履修単位数は 4 ECTS から 30 ECTS とばらつきがある。以下に示すのはウィーン大学とグラーツ大学における STEOP 科目とその履修単位数を比較したものである。ここで取り上げたのは、文系と理系の代表的な学科であり、いずれも入学時に選抜を行っていない。尚、同じ学問領域を取り扱う学科であっても、それぞれの大学で名称が異なる場合があるため、大学名の右にドイツ語の学科名称を合わせて記した。授業科目の右にはその形態（講義、演習など）も記した。

表 2 と表 3 はいわゆる独文学科とロマンス語（フランス語）学科の STEOP 科目と履修単位を示しているが、いずれもウィーン大学はグラーツ大学の 2 倍以上の履修単位を STEOP の枠内で課していることがわかる。ウィーン大学ではフランス語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・ルーマニア語が、グラーツ大学ではフランス語・イタリア語・スペイン語が専攻できるが、表 3 にある STEOP 科目はすべての専攻語に共通する科目である。専攻する言語そのものについては、STEOP 科目と並行して学ぶことができる。ウィーン大学ではポルトガル語とルーマニア語については、入学前を含む学期開始前、すなわち夏休みと春休みに集中講義が開講され、無料で受講することも可能である。

表2 ドイツ語学・ドイツ文学の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Deutsche Philologie (ドイツ文献学)		グラーツ大学 Germanistik (ドイツ語学文学研究)	
ドイツ文献学入門 (講義)	6 ECTS	オリエンテーション	0,5 ECTS
歴史的コンテクストにおける文学 (講義)	12 ECTS	近代ドイツ文芸学入門 (講義)	3 ECTS
合計	18 ECTS	ゲルマン中世研究入門 (講義)	2,5 ECTS
		ドイツ言語学入門 (講義)	3 ECTS
		合計	9 ECTS

表3 ロマンズ語学文学研究の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Romanistik (ロマンス語学文学研究)		グラーツ大学 Romanistik (Französisch) (ロマンス語学文学研究・フランス語)	
オリエンテーション (オムニバス形式の講義)	5 ECTS	オリエンテーション	0,5 ECTS
言語学入門 (講義)	4 ECTS	歴史文化におけるロマンス語文学 (講義)	3 ECTS
地域研究入門 (講義)	4 ECTS	通時・共時ロマンス言語学入門 (講義)	3 ECTS
文芸学入門 (講義)	4 ECTS	合計	6,5 ECTS
メディア研究入門 (講義)	4 ECTS		
合計	21 ECTS		

外国語関連では、例えばウィーン大学の日本学では、STEOP 科目に日本語の学習が組み込まれている。表4にある「日本語理論 I」という科目では、ひらがなやカタカナ、基礎的な文法、基礎的な漢字 300 字（ただし読めて理解できればよいという受動的な能力のみ）などを学ぶ。11 ECTS は、275～330 時間に換算される。したがって、STEOP の枠内ではあるが、かなりの学習量が要求されていることがわかる。

表4 ウィーン大学の日本学における STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Japanolige (日本学)	
日本学入門 (講義)	4 ECTS
日本語理論 I (演習)	11 ECTS
合計	15 ECTS

表5は法律学の STEOP 科目を示した。法律学では学士課程が存在せず、従来のディプローム課程ではあるが、その一部として STEOP が組み込まれている。ウィーン大学に比べグラーツ大学のほうが若干履修単位数は多いが、いずれの大学でも 1 セメスター当りの平均的な履修単位である 30 ECTS の 50% 以上を STEOP 科目が占めている。

表5 法律学の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Rechtswissenschaften (法学)		グラーツ大学 Rechtswissenschaften (法学)	
法学入門と方法論 (講義)	15 ECTS	オリエンテーション	0,5 ECTS
「法学入門」のための演習と e-learning (必修ではないが、履修を推奨)	(4 ECTS)	判例－法律へのアプローチ (講義演習)	2,5 ECTS
合計	15 ECTS	私法・公法・刑法 (講義)	16,5 ECTS
		合計	19,5 ECTS

表6は地理学におけるSTEOPを比較したものであるが、地理学においてウィーン大学はグラーツ大学の約3倍の履修単位を課している。表7では化学のSTEOPを比較したが、化学においてもウィーン大学のほうがグラーツ大学に比べ履修単位数が7単位多く、実験演習もSTEOPの中に組み込まれている。

表6 地理学の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Geographie (地理学)		グラーツ大学 Geographie (地理学)	
自然地理学の基礎と概念	7 ECTS	オリエンテーション	1 ECTS
人文地理学と空間整備の基礎と概念	8 ECTS	自然地理学入門1 (講義)	3 ECTS
地図学および地理情報学入門	5 ECTS	人文地理学入門1 (講義)	3 ECTS
合計	20 ECTS	合計	7 ECTS

表7 化学の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Chemie (化学)		グラーツ大学 Chemie (化学)	
一般化学 (講義)	8 ECTS	化学研究入門 (オリエンテーション)	1 ECTS
化学基礎実習 I (入門セミナー)	1 ECTS	一般化学 (講義)	6 ECTS
化学基礎実習 I (実験演習)	5 ECTS	一般化学講義の演習 (演習)	2 ECTS
化学基礎実習 I (調合実験演習)	3 ECTS	実験実習入門 (講義)	1 ECTS
合計	17 ECTS	合計	10 ECTS

表8は生物学でのSTEOPを比較している。両校の履修単位はほぼ同数であるが、提供される科目はグラーツ大学のほうが多岐にわたっている。これは、グラーツ大学の生物学では、入学前の選抜が行われていることが理由であると推測される。STEOPの目的は、1セメスター目の学生に入学した学部や学科での勉強が自分に合っているどうかを判断させることである。しかし、生物学を専攻する学生は、「入学試験に合格して入学を許可された」学生であり、これらの学生は専攻科目に対してのモチベーションが他の学部・学科に比べて高いことは容易に推測できる。また「入学試験」は、指定されたギムナジウムの高学年 (gymnasiale Oberstufe) 対象の生物の教科書から、指定された箇所 (合計約200ページ) を読み準備した上で受験をする¹¹⁾。したがって、生物学に全く興味のない学生や基礎知識のない学生がたまたま入学してくるといったことは事前に回避され、学生と学問領域とのミスマッチは起こりにくいと考えられる。

表8 生物学の STEOP 科目と履修単位数

ウィーン大学 Biologie (生物学)		グラーツ大学 Biologie (生物学)	
生物学入門Ⅰ (講義)	8 ECTS	生物学研究入門 (オリエンテーション)	1 ECTS
生物学入門Ⅱ (講義)	8 ECTS	実験演習入門 (講義)	1,5 ECTS
合計	16 ECTS	自然計算 (講義演習)	2 ECTS
		植物学入門Ⅰ (講義)	3 ECTS
		動物学入門Ⅰ (講義)	3 ECTS
		植物学入門Ⅱ (講義)	3 ECTS
		動物学入門Ⅱ (講義)	3 ECTS
		合計	16,5 ECTS

STEOP 試験に合格しなかった学生にとっては、STEOP の履修単位数が多ければ多いほど時間と労力が無駄になってしまう。しかし STEOP 試験に合格し次の段階に進む学生にとっては、その分だけ卒業に必要な単位を集めたことになる。したがって、入学試験を課している学科での STEOP は本来の機能を果たしておらず、第2セメスター以降の修学を前提としたカリキュラムの一部として提供されていると考えられる。

2.3 STEOP の「本音」と「建前」

STEOP の目的は新生に第1セメスターで自分の専攻科目の内容と勉学のプロセスを概観させ、その科目が自分に合っているかどうか判断させることにある。すでに述べたが、オーストリアでは後期中等教育終了資格を有する者は、一部の学部・学科を除いて、希望する大学の希望する学部・学科に進学することができる。しかしすべての学生が自分に合った進学先を選択する訳ではない。筆者は2012年3月にグラーツ大学を訪問し、心理学の教員に話を聞く機会を得た。その教員によれば、心理学は人気があるが、多くの学生は「カウンセリング」や「セラピー」など心理学のごく一部の側面だけに興味を持って入学するため、例えば統計学や生物学といった関連分野を勉強する段階でドロップアウトするケースが見られるとのことであった。これは一例ではあるが、専攻科目を選択する際に、修学後に就くことが可能な職業の持つイメージだけが判断材料となることは、他の科目でも起こりうる。そのような場合に、それぞれの学問領域ではどのようなことを学ぶのかを第1セメスターで理解させ、本当に自分に合った進学先を選択させるというのが STEOP の目的である。しかし実際の STEOP を考察すると、これは「建前」であり「本音」は別のところにあると考えられる。

経済協力開発機構 (OECD) が2010年に発表した調査結果¹²⁾によると、2008年に最初の学位、つまり学士 (Bachelor) を取得せず高等教育機関をドロップアウトした学生の割合は、日本では約10%であるのに対してオーストリアでは約37%であった。また高等教育への進学者数の割合も、2009年に発表された OECD の調査結果¹³⁾では、オーストリアにおいて大学レベルの教育機関へ入学した後期中等教育修了者の割合は、1995年には約28%であったが、2007年には約40%にまで増加した。この数字はさらに増加し、2012年には50%を超えるまでになった。これに伴い、高等教育に対する財政支出も年々増加している。オーストリアの高等教育研究所 (Institut für Höhere Studien) の調査では、2000年の高等教育に対する財政支出を100とした場合、2009年はその指数は140にまで上昇している¹⁴⁾。STEOP が導入された背景には、このような財政負担の増加

に鑑み、ドロップアウトする学生を減らし、財政支出を効率良く活用しようという意図が窺われる。

また、STEOPの履修単位をウィーン大学とグラーツ大学を比較すると、ほとんど全ての学科においてウィーン大学が圧倒的に多くの単位をいわば「必修」として課している。オーストリアの人口は約820万人であるが、首都ウィーンの人口は約160万人、これに対してオーストリア第2の都市であるグラーツの人口は約25万人である。1365年に創立されたウィーン大学は、オーストリアだけでなくドイツ語圏最古の名門大学であり、学生数は約9万人のオーストリア最大の大学である。グラーツ大学も1585年創立の歴史ある大学ではあるが、学生数約2万人¹⁵⁾とウィーン大学に比べればその規模はるかに小さい。このような要素も影響してか、ウィーン大学はオーストリアで最も人気のある大学であり、オーストリアのみならずドイツやスイスをはじめとするEU諸国からの進学希望者も多い。上で述べたように、オーストリアの大学では、入学制限を設けている一部の学部を除いて、基本的には入学資格（後期高等教育修了資格）を持つ学生であれば希望する大学への入学が可能である。したがって学生が集中するウィーン大学では、多くの学生を受け入れることになり、それに伴いドロップアウトする学生も多くなることは容易に想像できる。また、限られた空間や予算で教育を行うのであるから、学生が増加し続けることや、学生が長期にわたり在学し続けることは、学習環境や教育環境の劣化を引き起こす。それに加え、ボローニャ宣言以降、国際的な競争力を強化することが求められている大学では、学問・教育の質だけでなく良質な卒業生を労働市場に送り出すことも求められるようになった。このような状況下で、ウィーン大学がSTEOPでの履修単位を多く課していることは、ある種の「ハードル」を設けることによって、学生に所定の修学年限を順守させると同時に学生の質を確保しようとしているのではないだろうか。このハードルは、学生にとり「STEOP試験に合格しなければ先に進めない」という大きなプレッシャーであり、その良し悪しについては議論の余地があるが、それは別の機会に譲ることとする。しかしこのプレッシャーは、ある一定の年限である一定の教育成果を出すための後押しとなることも確かである。

3. まとめ

このようにSTEOPは、EUの掲げる「知のヨーロッパ」や「ヨーロッパ高等教育圏」を構築するために必要な高等教育における教育の質を保証すると同時に、学生の質も保証するための手段として講じられた手段であるが、ドロップアウトする学生が多いことや大学進学者数の増加といった、大学の抱える経済的な問題がその背景にあることがうかがえる。STEOPの導入はトップダウン式に行われたため、多くの学生だけでなく教員もその有効性に対して懐疑的であったし、今も議論が行われている。またSTEOPを構成する科目や単位数も、導入から2年を経て当初に比べて変化している学部・学科もある。STEOPがオーストリアの大学にどのような効果をもたらすのかは依然として未知数であり、今後も注視したい。

注

- 1) 本稿は広島大学総合科学部教養教育開発研究プロジェクトによる研究成果の一部である。
- 2) 英国のブリティッシュ・カウンシル (British Council)、ドイツのゲーテ・インスティトゥー (Goethe-Institut)、フランスのアリアンス・フランセーズ (Alliance Française)、米国のアメリカン・センター (American Center) などがある。
- 3) Corradi (2006) によれば、プログラム全体の15.5%が工学や科学技術、情報関連の分野で

実施された。

- 4) Sorbonne-Erklärung: <http://www.uni-mannheim.de/ects/p/Sorbonne.pdf> 参照
- 5) 欧州単位相互交換制度 (European Credit Transfer System) は、1年間あたり1500~1800時間の学修を60単位として換算するシステムである。1単位である1 ECTSの学修時間は25~30時間である。
- 6) Der Europäische Hochschulraum - Gemeinsame Erklärung der Europäischen Bildungsminister, 19. Juni 1999, Bologna: http://www.bmbf.de/pubRD/bologna_deu.pdf 参照
- 7) <http://www.meduni-graz.at/fileadmin/studieren/aufnahmeverfahren/2014/Kontingenteinteilung.pdf> 参照
- 8) <http://www.jusline.at/gesetze.html> 参照
- 9) ウィーン大学の各学部・学科のカリキュラムは <http://studentpoint.univie.ac.at/> 参照
- 10) グラーツ大学のカリキュラムは <http://studien.uni-graz.at/de/ordentliche-studien/> 参照
- 11) http://static.uni-graz.at/fileadmin/Studienzugang/Pruefungsstoff_Aufnahmeverfahren_Biologie_2014_15x.pdf 参照
- 12) "How many students drop out of tertiary education?", From: Highlights from Education at a Glance 2010, http://dx.doi.org/10.1787/eag_highlights-2010-en 参照
- 13) "How many secondary students go on to tertiary education?", From: Highlights from Education at a Glance 2009, http://dx.doi.org/10.1787/eag_highlights-2009-en 参照
"How many young people enter tertiary education?", From: Education at a Glance 2014, http://dx.doi.org/10.1787/eag_highlights-2014-en 参照
- 14) "Nationaler Bildungsbericht Österreich 2012" 45 ページ参照。
- 15) https://www.statistik.at/web_de/statistiken/bildung_und_kultur/formales_bildungswesen/universitaeten_studium/index.html

参考文献

- Bruneforth, M. & Lassnigg, L (Hrsg.). Nationaler Bildungsbericht Österreich 2012, Band 1, Das Schulsystem in Spiegel von Daten und Indikatoren. Leykam
- Corradi, Sofia (2006). Erasmus Programme, Published on web address: www.lifelong.it
- 角田 敏一 (2011). 「ウィーン工科大学における教育プログラムと学位システムの現状」, 『大学評価・学位研究』第12号, 93-102. 独立行政法人大学評価・学位授与機構
- 木戸 裕 (2005). 「ヨーロッパの高等教育改革 —ボローニャ・プロセスを中心にして—」, 『レファレンス』No.658, 74-98. 国立国会図書館
- 大谷 泰照 (2007). 『日本人にとって英語とは何か』, 大修館書店
- 山本 悦男 (2010). 「現代における大学の自治 —オーストリア2002年大学法 (UG) を中心にして—」, 『熊本ロージャーナル』第4号, 3-24. 熊本大学
- 吉川裕美子 (2003). 「ヨーロッパ統合と高等教育政策 —エラスムス・プログラムからボローニャ・プロセスへ—」, 『学位研究』第17号, 71-90. 大学評価・学位授与機構

ABSTRACT

Reforms at Universities in Austria and the Orientation Phase for First-year Students

Takako YOSHIMITSU

Institute for Foreign Language Research and Education

Hiroshima University

The Maastricht Treaty was signed in 1992, establishing the European Union. This historic event brought great impact, not only to politics and economics, but also to education. Especially in higher education, significant changes have occurred. After the Bologna Declaration in 1999, European universities reformed their degree system, and the European Credit Transfer System (ECTS) was established to increase the mobility of students and teachers, and in order to enhance the international competitiveness of universities.

Austrian universities have also set about great reforms. In this paper, I introduce a unique feature of Austrian universities called STEOP (Studieneingangs- und Orientierungsphase), which was developed to give first-year students an overview of their studies and to avoid mismatches between university majors and students. I also describe the background and problems associated with this new system.